

日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

2012年度NO. 24

2012年10月1日 日本共産党埼玉県議団

電話 048-824-3413

指定管理者制度導入に反対・疑問の声 県平和資料館運営協議会開かれる

学識経験者や学校関係者、平和運動団体などで構成する「埼玉県平和資料館運営協議会」（会長・森田武埼玉大学名誉教授）が9月27日、東松山市内で開催されました。この中で、県平和資料館（東松山市）に指定管理者制度を導入することについて協議され、多くの委員から反対や疑問の声が出されました。森田会長も「一委員として」と前置きした上で意見を表明しました。

事前説明なしは手続き上おかしい

杉田明宏委員（平和のための埼玉の戦争展実行委員会）は、協議会で指定管理者制度導入について協議したり説明を受けたりしたことはこれまでなかったと指摘した上で、「開館以来これまでに例のないほどの重要な変更だ。事案の重大性から考えれば、委員に事前に説明あってしかるべきだ」と、手続き上問題があると強調。新崎博昭委員（埼玉県平和資料館を考える会）も、「事前に県民への説明なく、いきなり県議会に条例改定案が提出された」と、県・平和資料館の対応を批判しました。

資料取り扱いは原則県の学芸職員

平和資料館側からは、まず指定管理者制度導入について説明がありました。条例改定案では指定管理者が担当するとされている「資料の保存」について、実際に指定管理者が行うのは資料収蔵庫の温度・湿度管理や消毒作業などで、資料の取り扱いとは原則として県の学芸担当職員が担当すると強調しました。

また、これまで平和資料館が県直営を維持してきたのは公正性や中立性を保障するためだったが、他県や国の類似施設で指定管理者制度や民間委託が実施されてきたことなどから、工夫すれば公正性・中立性を維持できると判断したと説明しました。

横塚元幸委員（市町村教育委員会連合会）は、開館当初より入館者数が減少しており、このままでは大幅な改善は考えにくいとして、指定管理者導入に賛成を表明しました。他の委員からは反対や疑問の声が出されました。

なぜ指定管理者入れるのか分からない 包括外部監査は現行で問題なしの結論

杉田委員は、指定管理者導入の理由に民間活力導入を掲げているが、施設管理や宣伝・PRなどだけ委託するのであれば分野ごとに個別に民間企業などと提携すればいい話であり、指定管理者に任せる必要性が分からないと発言。運営形態の大幅変更をする前に、運営協議会をもっと活用するなど現在のしくみの中で運営改善の努力をすべきだと主張しました。

森田会長は「宣伝・PR活動は学芸事業と密接に関連しているものだ」と、業務を民間に任せることに危惧を表明。資料の中には日記や手紙など個人情報を含むものが多数あり、管理には厳密さが求められると指摘。「民間委託は不適切だと思う。公共団体が運営してほしい」と述べました。

（2ページに続く）

(1ページから続く)

新崎委員は、2009年度の県包括外部監査で県施設の管理運営について集中的な監査が行われた際、平和資料館は現行のままで問題なしとされたことを紹介。入館者が減少傾向を示しているという導入賛成の意見に対し、「昔にはなかったいろいろなアイデアを取り入れてきており、方向性は悪くないと感じている。今あえて運営方式を変える必要性を感じない」と訴えました。

「県営だから」の信頼が重要 公正・中立性の担保が必要

杉田委員は、資料館はこれまで県立県営であることを大きなセールスポイントとして打ち出し、学校などに活用を働きかけてきたことを指摘。また、「公立の施設だからしっかり資料を保管してくれる」という信頼があるからこそ、貴重な資料がたくさん平和資料館に寄贈されていると強調し、部分的であっても民間が入ることで、この信頼が崩れるのではないかとの危惧を述べました。

平和資料館側は、「県直営ということが信頼につながっていることは確かだ」と認め、収蔵資料の取り扱いには県職員が担当すると繰り返し説明しました。

森田会長は、平和資料館の事業内容から、公正中立性の担保が必要だと強調しました。

運営協議会の今後は「検討中」

「分からないことが多い」引き続き協議へ

指定管理者制度が導入された場合の運営形態について、複数の委員から質問が出されました。

職員については、現在県職員が8人（事務4人、学芸4人）いるうち、学芸部門はそのまま残り、建物管理などを担当している事務職員が指定管理者に入れ替わると説明。県が学芸部門の責任者、指定管理者が管理部門の責任者をそれぞれ出すことになり、現在の館長に相当する、両部門を統一する責任者の存在については不明確な回答でした。

また、運営協議会がどうなるかについて、館側は外部の声を聞く必要性を認めつつ、「今の形がいいのか検討中」とし、現時点ではこれ以上答えられないと述

べました。

森田会長は「きょうの時点では分からないことが多い。『ふたを開けたらこうなっていた』ということはやりたくない」と発言。県議会で条例改定案が可決された場合は一定の時期に再度協議会を開き、引き続き協議したいと提案し、了承されました。

県議会常任委員会審議は10月9日

県議会に提出された条例改定案は10月9日（火）午前10時からの総務県民生活常任委員会で審議される予定です。皆さんの傍聴をお願いいたします。